

日本PTEG研究会 COI自己申告の基準について

COI自己申告が必要な金額は、以下のごとく、各々の開示すべき事項について基準を定めるものとする。
(筆頭演者の利益相反)

種類	申告を要する条件	
① 報酬額	1つの企業・団体から年間報酬総額	100万円以上
② 株式の利益	1つの企業から年間 / 当該全株式の保有率	100万円以上 / 5%以上
③ 特許使用料	1つにつき年間合計額	100万円以上
④ 講演料	1つの企業・団体からの年間合計額	50万円以上
⑤ 原稿料	1つの企業・団体から年間総額	50万円以上
⑥ 研究費	1つの企業・団体からの研究経費を共有する所属部局 (講座あるいは研究室)に支払われた年間総額 「研究費」には治験費用、産学共同研究費、受託研究 費、奨学寄附金を含む	200万円以上
⑦ 寄付講座	企業などからの寄付講座に所属している場合に記載	-
⑧ 旅費、贈答品などの受領	1つの企業・団体から受けた報酬の年間総額	5万円以上